

知名町農業委員会平成31年度第10回定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月23日 午後1時30分～
2. 開催場所 役場会議室
3. 出席委員

1	先間 秀明	11	森 由美子
2		12	川内 清弘
3	東 正亮	13	元榮 章裕
5	永吉 雄子	14	幸山 利忠
6	川畑 伸之	15	林 茂
7	福田 則明	16	芦村 利広
8	池沢 清良	17	三原 利昭
9	市來 真吾	18	中瀬 秀治
10		計	15名

4. 事務局職員
係長 田中 雅俊 主査 福留 央也

5. 議事日程

- (1) 議案について

1. 報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 2. 議案 第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
 3. 議案 第34号 農地法第5条第1項の規程による許可申請について
 4. 議案 第35号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について

付 議 事 項

局長 それでは総会を始めます。
本日は2番田尻委員、10番榮委員から欠席の連絡を受けております。

議長 前回総会から昨日までの会務報告をいたします。
1月16日第3回知名町総合振興計画の会議に出席しました。昭和45年から第1次が始まって、今検討しているのが、第6次になります。令和2年から7年間、前期3年後期4年の7年間の計画を検討中でございます。
会務報告は以上です。
これより議題事項に入らせていただきます。
日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。
知名町農業委員会会議規則第13条第2項の規程による議事録署名委員ですが、18番中瀬委員、3番東委員を指名いたします。尚、本日の会議書記は事務局職員の田中係長、福留氏を指名いたします。
以上で日程第1を、終わります。
それでは、日程第2の議題事項に入ります。
報告第9号 農地法第3条の3第1項の規程による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第9号 農地法第3条の3第1項の規程による届出について、説明いたします。
1-1 下城ヤスラ〇〇畑1,495㎡〇〇さんから神戸市〇〇さんへ相続、取得月日平成6年10月13日あっせん希望あります。
2-1 屋子母ゲンテナ〇〇畑1,948㎡を含む計2筆〇〇さんから屋子母〇〇さんへ相続、取得月日平成31年1月17日、あっせん希望なしです。
以上です。

議長 はい。ありがとうございました。
ただ今の届出について何かご質問ございますでしょうか。

(なし)

議長 ないようですので、次の議案第33号 農地法第3条の規程による許可申請について、事務局より説明を

お願いいたします。

事務局 それでは、議案第33号農地法第3条の規程による許可申請について説明いたします。
1-1 赤嶺屋地原〇〇畑1,158㎡整備済み、〇〇さんから〇〇さんへ贈与、経営面積7,362㎡、対価無償
です。
以上です。

議長 地区担当委員より補足説明がありましたらお願いします。

12番委員 現地確認をしたところ、過去に果樹園だったところで、アボカドが植えてありました。

事務局 譲渡人と譲受人は親戚です。譲受人は専業農家です。マンゴーやビワ等果樹類を主に生産してます。
機械も揃っているということでした。審議の程、よろしくをお願いします。

議長 はい。ありがとうございました。
ただ今の議案に対してご質問ご意見ございませんでしょうか。

(なし)

議長 ないですね。
それでは、ただ今の原案に対して賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員賛成ですので、ただ今の原案は許可決定といたします。
続きまして、議案第34号 農地法第5条第1項の規程による許可申請について、事務局より説明をお願い
します。

事務局 議案第34号 農地法第5条第1項の規程による許可申請について説明します。
申請人につきましては、転用事業者〇〇、譲渡人〇〇さん他5名です。
土地の表示 知名モキ〇〇畑1,069㎡、事業計画は駐車場、普通自動車20台分です。施設概要が駐車場
として1,069㎡そのまま使う予定です。
資金調達について、土地取得費〇〇万円、造成費〇〇万円、全て一般会計、自己資金となっております。
こちらにつきましては、町の駐車場ということで、通常であれば農地転用の許可については不要という案件
ではございますけれど、但し役場の庁舎に係る部分については、転用の許可を受けてください、という
ことになっておりますので、今のところこちらの駐車場が文化ホールの駐車場としての部分と役場の新庁舎
が設置されたときは、そちらの分の駐車場としても使用するというので今回転用の許可申請をあげていた
だいでいるところであります。
以上です。

18番委員 申請地半分は、バレイショを作っていました。

事務局 こちら一時期は遊休農地ということでA分類であがっていたんですが、その後解消していただいて、今現在
はバレイショを植え付けされている状況でございました。

14番委員 この件に関して、2日前に田尻委員から話しを聞きまして田尻委員としては、何故駐車場にするのか不明な
ため、反対の意見です。とのことです。
この駐車場にする件に関して毎月町民会議が開催されています。それに参加させてもらっていますが、今回
駐車場にする目的が新庁舎予定地で文化ホールで110台、農業水利事業所40台、計150台で現在公用車
関係が123台、職員の車が入ると現状では足りないということでこの申請地を駐車場にして活用しましょうか。
町民会議に上がったので補足させていただきます。

8番委員 私も町民会議の役員として参加しているんですけど、現駐車場が新庁舎予定地であるため駐車ができない
ことになるため申請があがっているところだけでは足りない、最低これだけでも、ということです。

議長 他にないですか。今の時点で採決できないと思う方はいらっしゃいますか。

(なし)

議長 採決をとります。それでは議案第34号 農地法第5条第1項の規程による許可申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(多数挙手)

議長 賛成多数のため、原案どおり許可決定といたします。
次に議案第35号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 今月につきましては通常の基盤強化法による利用権設定がありませんでしたので農地中間管理事業に係る部分のみとなっております。
1番から8番については、相続未登記の農地ですので〇〇さん他2名、令和2年2月1日から5年間和泊町〇〇さん、貸付契約を予定しております。
9番から11番については、兵庫県〇〇さん、令和2年2月1日から5年間、屋者〇〇さんが借りる予定です。
12番から14番については、〇〇さん、令和2年2月1日から6年間の使用貸借です。
15番については、〇〇さん、令和2年2月1日から6年間、〇〇さんが借りるよ予定です。
16番から19番については、和泊町〇〇さん、令和2年2月1日から6年間和泊町〇〇さんが借りる予定です。

議長 ただ今の議案第35号 知名町地区農用地容集積計画(案)の決定について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。ありがとうございました。
全員賛成ですので許可決定といたします。
以上で、議題事項を終わります。その他事務局よりお願いします。

事務局 次回定例総会は、2月21日です。